

様式第十八(第二十二条関係)

裁 決 申 請 書

年 月 日

収用委員会 御中

裁決申請者 住所
氏名

下水道法第32条第8項(第38条第5項)の規定による損失の補償について、同法第32条第9項(第38条第6項において準用する第32条第9項)の規定による協議が成立しないから、次のように裁決を申請します。

- 1 相手方である公共下水道管理者(流域下水道管理者、都市下水路管理者)
- 2 損失の事実
- 3 損失の補償の見積及びその内訳
- 4 協議の経過

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は連名で申請することができる。
- 2 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 4 「損失の補償の見積及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。